



島根県報

平成21年9月8日（火）

号外 第 153 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

（健康福祉総務課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第74号）

1 規則の概要

(1) 島根県立東部総合福祉センター設備使用料の新設（別表第1関係）

種 別	区 分	設 備 名	単 位	使用料の額(1回につき)	備 考
映像関係設備	301研修室	映像設備	一式	5,090円	映像設備を使用する場合を除く。
		電動スクリーン	1面	500円	
	302研修室	映像設備	一式	2,030円	
		電動スクリーン	1面	500円	
	304研修室	映像設備	一式	2,030円	
		手動スクリーン	1面	400円	
	305研修室	映像設備	一式	2,030円	
		手動スクリーン	1面	400円	
306研修室	映像設備	一式	2,030円		
	手動スクリーン	1面	400円		

(2) 島根県立西部総合福祉センター設備使用料の新設（別表第2関係）

種 別	区 分	設 備 名	単 位	使用料の額(1回につき)	備 考
映像関係設備	403研修室	映像設備	一式	2,540円	映像設備を使用する場合を除く。
		電動スクリーン	1面	500円	
	101研修室	映像設備	一式	2,540円	
		電動スクリーン	1面	500円	

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第74号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成7年島根県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

405研修室	映像設備	一式	2,030円	
	手動スクリーン	1面	400円	
共通	16ミリ映写機	1台	2,030円	専用台を含む。

を

」

「

405研修室	映像設備	一式	2,030円	
	手動スクリーン	1面	400円	
301研修室	映像設備	一式	5,090円	
	電動スクリーン	1面	500円	映像設備を使用する場合を除く。
302研修室	映像設備	一式	2,030円	
	電動スクリーン	1面	500円	
304研修室	映像設備	一式	2,030円	
	手動スクリーン	1面	400円	
305研修室	映像設備	一式	2,030円	
	手動スクリーン	1面	400円	
306研修室	映像設備	一式	2,030円	
	手動スクリーン	1面	400円	
共通	16ミリ映写機	1台	2,030円	専用台を含む。

に

」

改める。

別表第2中

「

402研修室	映像設備	一式	2,540円	
	電動スクリーン	1面	500円	映像設備を使用する場合を除く。
301研修室	映像設備	一式	2,540円	
	電動スクリーン	1面	500円	映像設備を使用する場合を除く。
視聴覚室	映像設備	一式	2,540円	

を

」

「

402研修室	映像設備	一式	2,540円	
	電動スクリーン	1面	500円	映像設備を使用する場合を除く。
403研修室	映像設備	一式	2,540円	
	電動スクリーン	1面	500円	映像設備を使用する場合を除く。
301研修室	映像設備	一式	2,540円	
	電動スクリーン	1面	500円	映像設備を使用する場合を除く。
101研修室	映像設備	一式	2,540円	
	電動スクリーン	1面	500円	映像設備を使用する場合を除く。
視聴覚室	映像設備	一式	2,540円	

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。